動物愛護啓発用パネル

K 1 (環境省作成:法律概要)

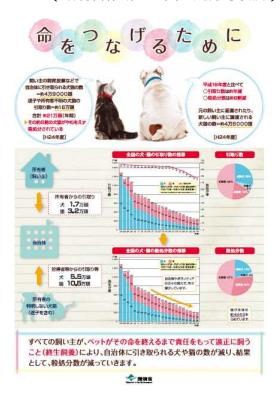


K3(環境省作成:飼い主責任)



🔷 頭頭省

K2(環境省作成:全国の処分等状況)



K4(環境省作成:猫の室内飼養)





K 5 (鳥取県の収容・処分状況)

鳥取県の収容・処分状況



K7(イマドキの猫飼いマナー)

イマドキの猫飼いマナー (ご近所トラブルを防ぐ)



猫が嫌いな方や苦手な方も多いことを十分に理解し、 マナーを守り、まわりに迷惑をかけないようにしましょう

K6(犬の鑑札、注射済票デザイン一覧)



飼い主には、鑑札と注射済票を犬に着けておく義務があります。迷子札の代わりにもなります

K8(餌をやる方へ)



「かわいそう」そう言って、餌だけやる人がいます。

面倒をみたいなら 家の中で面倒みましょう 家が無理なら トイレの始末や不妊去勢手術は必ずしましょう

あなたのその餌やりが "かわいそう"な子猫を増やしています ふん尿などの被害で困っている近所の人がいます

面倒をみきれないのなら 世話はしない 手術ができないのなら 餌はやらない 責任が取れないなら 手を出さない 厳しいかもしれませんが、それも猫に対しての愛情です

不幸な命を生み出さないようにすることが私たちに求められています

K9(家族に迎えるのなら)



K10(環境省作成:備えようペットの災害対策)



県に保護収容された犬猫たち

犬管理所内 1



(2と同じ犬)



5水路に転落していたところを保護 (飼い主は現れませんでした)



2 学校敷地内に迷い込み、保護 (飼い主は現れませんでした)



4 飼い主の病気入院のため引取り



6放浪していたところを保護 (飼い主は現れませんでした)



7 放浪していたところを保護 (飼い主は現れませんでした)



9放浪していたところを保護 (飼い主は現れませんでした)



11 2か月近く港で目撃され捕獲依頼 あり 捕獲檻で収容



8 山中でイノシシ用箱罠にかかっていたところ を保護(飼い主は現れませんでした)



10 飼い主の病気入院のため引取り



12 交通事故死亡により収容



13 所有者不明で引取り



14 ネズミ捕り粘着シートにかかり衰弱していたと ころを保護



15 譲渡を待つ成猫



16 春や秋は所有者不明の子猫の引取依頼が多い (写真の子猫たちは 2~3 週齢程度 山道に捨て られていたところを拾得者から引取り)



17 子猫は健康状態が悪いものも多い (写真の子猫は猫風邪の症状)



18 収容子猫のうち8~9割は離乳していない (写真の子猫は1週齢程度、目が開いたばかり)



19 譲渡を待つ子猫1



21 ネズミ捕り粘着シートの猫は衰弱が激しく麻酔薬で殺処分





20 譲渡を待つ子猫2



22 傷病(衰弱)で保護、拾得者から引取り、 当日死亡



24 犬管理所敷地内慰霊碑(職員有志で慰霊祭)



25 犬管理所内(位牌)



27 犬管理所内(犬の場合は散歩をします)



29 火葬



26 犬管理所内(犬房を猫用に改造)



28 やむを得ず殺処分した動物は火葬をお願いします



30 遺骨

